

騒音・振動公害防止の手引き

建設作業編

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行うときには、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行われています。

このパンフレットは、特定建設作業に関する騒音・振動の届出等に当たっての手引きとなるよう作成したものです。

規制対象地域

（１）騒音規制法・振動規制法

一宮市内全域（都市計画法で定められた工業専用地域は除きます。）

（２）県民の生活環境の保全等に関する条例

一宮市内全域

届出用紙は、一宮市の web サイトからダウンロードできます。

（この届出は、電子申請の利用が可能です。）

[https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/
1044306/1044308/1010017/1012354.html](https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/1044306/1044308/1010017/1012354.html)

ページ ID : 1008104

規制対象建設作業

騒音関係	騒音規制法	条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機(もんけんを除く。) くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	①	①
びょう打機を使用する作業	②	②
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	③	③
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。) を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	④	④
コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	⑤	⑤
バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。) を使用する作業	⑥	
トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。) を使用する作業	⑦	
ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。) を使用する作業	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、 火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑥
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入 する作業		⑦
コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日 における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)		⑧
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルその他これらに 類する機械(これらに類する機械については原動機として最高出力 74.6kW 以上の ディーゼルエンジンを使用するものに限る。) を用いる作業		⑨
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑩

- (注) 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。
- 2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。
また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
- 3 びょう打ち機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。
ただし、インパクトレンチ等は対象外である。
- 4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等がある。

振 動 関 係	振 動 規制法	条 例
	種類の番号	種類の番号
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	①	①
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。)	③	③
ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。)	④	④

(注) 1 アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。

2 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

規制基準

規制の種類別	地域の区分	騒 音	振 動
基準値	①②③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
＊1 日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 ①地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

届 出

- 届出は、元請負業者が特定建設作業を開始する 7 日前までに、市環境保全課へ 2 部提出して下さい。
- 特定建設作業が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村に届出が必要です。
- 特定建設作業がその作業を開始した日に完了するものは、届出が不要です。

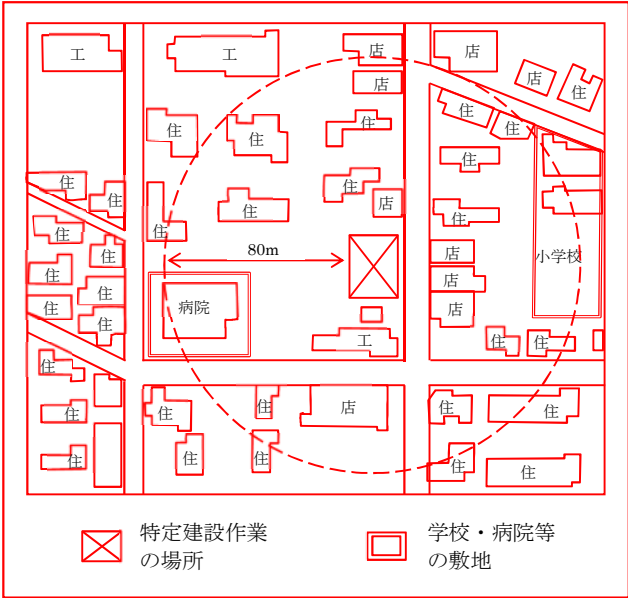
届出の例

(1) 特定建設作業実施届出書

- 届出者の欄は元請業者を記載すること
- 作業場付近の見取図と工程表を添付すること
- 「特定建設作業の種類」は工程表と同じ番号であること
- 「特定建設作業の実施の期間」は建設等工事の工期ではなく、規制対象の特定建設作業の実施する期間であること
- 「騒音及び振動の防止の方法」は具体的に記述すること
- 「作業開始日」は提出受付日から中7日以上あること

11/									
12(月)	13(火)	14(水)	15(木)	16(金)	17(土)	18(日)	19(月)	20(火)	
届出日		7日間						開始日	

(2) 作業場所付近見取図の例



注意…見取図は作業場所付近の周辺 80mを含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を示すこと。

(3) 作業工程表の例

建設工事と特定建設作業の工程表を原則として一つにまとめたものを提出すること(別々も可)。

特定建設作業実施届出書

(あて先) 一宮市長

届出者 郵便番号
住 面
氏名又は名称
(代表者の氏名)
電話番号

騒音規制法第14条第1項(第2項)
特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。
周辺の生活環境の保全等に努める旨(第14条第2項)

建設工事の名称																			
建設工事の目的に係る建設又は工作物の概要																			
特定建設作業の種類 (作業の番号に○を付ける)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
作業の開始日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
作業の終了日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
特定建設作業の場所(用途地域)																			
特定建設作業の実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで																		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 時 分 作業終了 時 分																		
騒音及び振動防止の方法	騒音防止の方法(騒音規制法第14条第1項第2号の2に該当する場合は、騒音規制法第14条第1項第2号の2に該当する旨を記載すること。)																		
下請人の特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(印)																		
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の代表者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(印)																		
受 理 年 月 日																			
密 査 査 査 果																			

備考 1 この届出書は、騒音規制法第14条第2項、振動規制法第14条第2項及び周辺の生活環境の保全等に関する条例施行規則第19条、第20条に掲げる特定建設作業について提出すること。
2 特定建設作業の種類は、騒音規制法第14条第2項第2号の2、振動規制法第14条第2項第2号の2に該当する旨を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間(作業日)を記入すること。作業日がない場合は、作業しない日を明示すること。
4 特定建設作業の実施及び終了の時刻の欄に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時刻を記入すること。作業の開始時刻は、作業開始時刻を記入すること。
5 密査の欄には、密査しないこと。
6 用紙の大きさは、B4(縦向き)A4とする。

特定建設作業工程表		年 月 日		年 11月	
規制対象		作業の種類		10	20
騒音規制法	1.	くい打機(アスファルト用を除く)、くい抜機等を使用する作業			
	2.	びょう打機を使用する作業			
	3.	さく岩機(ドリル、ハンマ、ブレーカー等)を使用する作業			
	4.	空気圧縮機を使用する作業(空気の動力として使用する作業を除く)			
	5.	コンクリートプラント等を設けて行う作業			
	6.	バックホウ(80kW以上)を使用する作業			
	7.	トラクターショベル(70kW以上)を使用する作業			
	8.	ブルドーザー(40kW以上)を使用する作業			
	9.	鉄筋コンクリート造等の建築物を解体・破壊する作業			
	10.	コンクリートミキサー、ミキサー車を用いる作業			
振動規制法	1.	くい打機、くい抜機等を使用する作業			
	2.	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業			
	3.	舗装版破砕機を使用する作業			
	4.	ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業			
※ 注意事項		1. 工事の目的・内容等を付近住民に説明し、理解・協力を得るようにする。 2. 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時は迅速			

一宮市環境部環境保全課公害規制・監視グループ
〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地
一宮市衛生処理場

TEL: 0586-45-7185 FAX: 0586-45-7187
MAIL: kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp